学校感染症について

学校保健安全法第19条の規定により、医師の登校許可がでるまで出席停止となります。 なお、医師から登校の許可がでましたら、学校から用紙をお渡ししますので医師の証明をいた だいて、学校に提出してください。

学校において予防すべき感染症

	病	名	期	間
第一種	エボラ出血熱、クリミス熱、痘そう、南米出血熱、ウリミス熱、痘そう、南米出血熱、クリミスを、ウルブルグ病、ラッサ素炎、ジフテリア、重症急群(病原体がSARS=であるものに限る。)原ザ(病原体がインフルコム属インフルエンザAつてその血清亜型がHものに限る。	A、ペスト、マ A、急性灰白髄 性呼吸器症候 ロナウイルス インフルエン ンザウイルス ウイルスであ	治癒するまで	
第二種	○インフルエンザ (鳥へ (H5N1)を除く。) 百日咳 麻しん(はしか) 流行性耳下腺炎(おか) 風しん(三日ばし水 痘(水ぼうき 咽頭結膜熱(プール熱 結核	こふくかぜ) しか) そう)	解熱した後2日を経過する 特有の咳が消失するまで 解熱した後3日を経過する 耳下腺の腫脹が消失する。 発しんが消失するまで すべての発しんが痂皮化 主要症状が消退した後2日 学校医その他の医師にお と認めるまで	るまで まで するまで 日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸 菌、腸チフス、パラチン 結膜炎、急性出血性結腸 感染症	ス、流行性角	学校医その他の医師にお と認めるまで	いて伝染のおそれがない

